

人事行政の運営等の状況について

この報告は、飯能市における職員の任用や給与、勤務条件等の状況を広く市民の皆さんにお知らせすることにより、人事行政の透明性を高め、その公平性の一層の確保を図るため、飯能市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年飯能市条例第 7 号）に基づき公表するものです。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用・退職の状況 (単位：人)

区分	平成 30.4.1 現在職員数	平成 30 年度中		平成 31 年 4 月 1 日		
		採用 (4.1 除く)	退職	異動	採用等	職員数
行政職	535	2	19	△14	22	526
医療職	24	2	4	0	6	28
企業職	22	0	1	13	3	37
技能労務職	18	0	4	0	1	15
教育職	12	0	2	1	2	13
合計	611	4	30	0	34	619

※教育長を除きます。

(2) 部門別職員数 (各年 4 月 1 日現在) (単位：人)

区分		職員数			対前年増減数	
部門		平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 30 年	平成 31 年
一般行政部門	一般管理 福祉等	475	470	481	△5	11
教育関係部門	教育	68	67	67	△1	0
小計		543	537	548	△6	11
公営事業会計部門	病院	6	5	4	△1	△1
	水道	22	22	21	0	△1
	下水道	15	16	16	1	0
	その他	30	31	30	1	△1
	小計	73	74	71	1	△3
合計		616	611	619	△5	8

(3) 職員の配置状況

<行政職> (平成31年3月31日現在)

職名 部署名	部長等	次長等	課長等	主幹等	主査等	主任	主事	技師	主事補・技師補	栄養士等	保健師	上席所長等	保育士等	幼稚園長	幼稚園教諭	合計
秘書室	0	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4
危機管理室	1	0	1	1	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	6
企画部	1	0	3	4	2	2	3	0	1	0	0	0	0	0	0	16
総務部	1	1	2	3	9	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22
財務部	1	1	4	5	10	11	15	0	2	0	0	0	0	0	0	49
市民生活部	1	2	8	13	17	14	14	0	5	0	0	0	0	0	0	74
産業環境部	1	1	9	4	13	14	8	1	4	0	0	0	0	0	0	55
健康福祉部	1	3	6	11	30	25	19	0	6	2	5	10	63	0	0	181
建設部	1	2	3	8	17	15	7	3	2	0	0	0	0	0	0	58
上下水道部	1	1	2	6	12	8	5	1	1	0	0	0	0	0	0	37
会計課	0	1	0	1	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
議会事務局	1	0	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	6
選挙管理委員会	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3
監査委員事務局	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
農業委員会事務局	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3
学校教育部	1	0	3	9	3	0	3	0	0	1	0	0	0	1	3	24
生涯学習スポーツ部	1	0	4	1	6	10	7	0	2	0	0	0	0	0	0	31
計	12	14	47	70	126	111	85	5	24	3	5	10	63	1	3	579

※平成31年3月31日付け退職者を含む。

<医療職> (平成31年3月31日現在)

職名 部署名	所長	主任看護師	看護師	准看護師	合計
健康福祉部 (南高麗診療所・名栗診療所・訪問看護ステーション)	2	2	3	1	8

※平成31年3月31日付け退職者を含む。

<技能労務職> (平成31年3月31日現在)

職名 部署名	調理員	用務員	技能員等	合計
健康福祉部	3	0	0	3
建設部	0	0	2	2
上下水道部	0	0	1	1
学校教育部	7	5	0	12
計	10	5	3	18

※平成31年3月31日付け退職者を含む。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(平成30年度普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B/A)
平成30年度	平成31年3月31日現在79,650人	27,061,238千円	1,228,604千円	4,766,903千円	17.6%

※人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含みます。

(2) 職員の平均給料月額、平均給与月額、平均年齢の状況

(平成31年4月1日現在、県はその前年)

区 分	事務職など			調理員など		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
飯能市	316,700円	397,200円	42.1歳	308,100円	338,600円	55.6歳
県	323,690円	412,850円	42.7歳			

※ 給与とは、給料に扶養手当等の諸手当を含んだものを言います。

(3) 等級等ごとの職員数の状況(平成31年4月1日現在)

行政職給料表

職務の級	基準となる職務	(人)	(%)
1級	主事補その他市長が定める職の職務	35	6.2
2級	主事その他市長が定める職の職務	109	19.5
3級	主任その他市長が定める職の職務	136	24.3
4級	主査その他市長が定める職の職務	132	23.6
5級	主幹その他市長が定める職の職務	82	14.6
6級	課長、副参事その他市長が定める職の職務	45	8.0
7級	次長、参事その他市長が定める職の職務	11	2.0
8級	部長その他市長が定める職の職務	10	1.8
	合 計	560	100

医療職給料表(1)

職務の級	基準となる職務	(人)	(%)
1級	主幹その他市長が定める職の職務	0	0
2級	課長その他市長が定める職の職務	1	50.0
3級	部長その他市長が定める職の職務	1	50.0
	合 計	2	100

医療職給料表(2)

職務の級	基準となる職務	(人)	(%)
1 級	主事補その他市長が定める職の職務	1	20.0
2 級	主事その他市長が定める職の職務	0	0
3 級	主任その他市長が定める職の職務	2	40.0
4 級	主査その他市長が定める職の職務	2	40.0
5 級	主幹その他市長が定める職の職務	0	0
合 計		5	100

(4) 特別職等の給料等の状況

区分		令和元年度給料月額	平成 30 年度期末 手当支給割合	区分		令和元年度報酬月額	平成 30 年度期末 手当支給割合
給 料	市 長	930,000 円	4.45 月分	報 酬	議 長	470,000 円	4.45 月分
	副市長	785,000 円			副議長	410,000 円	
	教育長	725,000 円			議 員	385,000 円	

(5) その他職員給与の状況

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

区分	内容	支給職員数	平均支給月額
初任給	事務職（大学卒）：187,200 円		
ラスパイレス指数	平成 30 年の指数（国家公務員の給料水準を 100 としたとき）：98.4		
初任給調整手当	病院、診療所に勤務する医師に、採用の日から 35 年以内の期間支給 15 年目まで 308,600 円 16 年目から額の逡減あり	2 人	299,300 円
扶 養 手 当	配偶者：6,500 円 子：10,000 円 その他の親族など：6,500 円	240 人	21,000 円
地 域 手 当	支給額：給料月額などの 6%	619 人	19,900 円
住 居 手 当	持ち家：5,000 円 借 家：家賃に応じた額 最高 27,000 円	319 人	13,000 円
通 勤 手 当	交通機関利用者：運賃相当額 車等利用者：距離に応じた定額（2 km 未満支給なし）	403 人	6,600 円

特殊勤務手当	税務特殊勤務手当……………日額 250 円 防疫特殊勤務手当……………日額 300 円 放射線取扱特殊勤務手当……………日額 200 円 行旅死亡人処置等特殊勤務手当……………日額 3,000 円 往診等特殊勤務手当……………1 回往診料又は在宅患者訪問診療料 100 分の 50 汚物取扱特殊勤務手当……………ごみ：日額 350 円 (犬猫等死体処理は、1 体につき 250 円を加算) 汚泥、ふん尿、下水：日額 200 円 公害調査等業務特殊勤務手当……………日額 200 円 医師研究特殊勤務手当……………南高麗診療所長： 月額 20 万円 名栗診療所長：月額 10 万円 医師：月額 5 万円 待機手当……………水道当番計画日程による自宅待機 休日の昼間：1 回 2,500 円 夜間：1 回 3,500 円	8 人	45,600 円												
時間外勤務手当	勤務日……………時間単価×1.25 (午後 10 時～午前 5 時は時間単価×1.50) 週休日……………時間単価×1.35 (午後 10 時～午前 5 時は時間単価×1.60)	361 人	38,400 円												
管理職手当	部長級……………70,000 円 次長級……………62,000 円 課長級……………49,000 円、54,000 円 主幹級……………44,000 円、47,000 円	159 人	50,500 円												
休日勤務手当	祝日法による休日等……………時間単価×1.35	8 人	12,700 円												
宿日直手当	1 回……………5,000 円	20 人	5,000 円												
期 末 手 当 勤 勉 手 当 (平成 30 年度)	<table border="0"> <tr> <td></td> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> </tr> <tr> <td>6 月期</td> <td>1.225 月分</td> <td>0.85 月分</td> </tr> <tr> <td>12 月期</td> <td>1.375 月分</td> <td>0.95 月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.6 月分</td> <td>1.85 月分</td> </tr> </table> ※職務の等級による加算措置あり		期末手当	勤勉手当	6 月期	1.225 月分	0.85 月分	12 月期	1.375 月分	0.95 月分	計	2.6 月分	1.85 月分	602 人	(年額) 1,567,900 円
	期末手当	勤勉手当													
6 月期	1.225 月分	0.85 月分													
12 月期	1.375 月分	0.95 月分													
計	2.6 月分	1.85 月分													

※特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び宿日直手当は、平成 31 年 4 月の勤務実績によるものです。

(6) 退職手当の支給率 (平成 31 年 4 月 1 日現在)

区分	自己都合退職	定年退職
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分

※埼玉県市町村総合事務組合の規定によるものです。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（標準的なもの）

開始時刻	終了時刻	休憩時間	1日の勤務時間	1週間の勤務時間
午前8時30分	午後5時15分	正午～午後1時	7時間45分	38時間45分

(2) 年次有給休暇の取得状況（平成30年1月1日～平成30年12月31日）

制度の概要	平均付与日数	平均取得日数
1年につき20日付与 ※ 付与された翌年に限り繰越可能(最大40日)	38.4日	8.8日

(3) その他主な休暇制度の概要

休暇の種類	内 容
病 気 休 暇	勤労意欲があっても負傷又は疾病のため、勤務することが出来ない職員に対し、医師の証明等に基づき、最小限度必要と認められる期間
産前産後休暇	出産予定日6週間(多胎妊娠の場合は14週間)前から産後8週間を経過するまでの期間
妊 婦 健 診	母子保健法に規定する保健指導、健康診査を受ける場合に、必要と認められる期間
妊婦の通勤緩和	勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき1時間を超えない範囲内
育 児 時 間	1歳未満の子を養育する職員について、1日2回各30分以内
忌 引	続柄及び死亡時の生計関係により、1～10日以内の連続する日数の範囲内
生 理 休 暇	3日の範囲以内においてその都度必要と認める期間
結 婚	連続する5日の範囲内の期間
妻 の 出 産	2日の範囲内で必要と認められる期間
男性の育児参加	妻の出産に際し、その産前6週間から産後8週間の期間に、出産に係る子または上の子(小学校就学前)を養育する場合、5日の範囲内
通勤途上の危険	地震、水害、火災その他の災害時において、通勤途上における身体の危険を回避する場合、必要と認められる期間
骨髄液の提供	骨髄移植のための登録や骨髄液の提供のため、必要と認められる期間
ボランティア	自発的、かつ報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合、1年につき5日の範囲内で必要と認められる期間
子 の 看 護	1年につき5日の範囲内で必要と認められる期間 ※中学校就学前の子に限る。
短期介護休暇	年につき5日の範囲内で必要と認められる期間 ※要介護者に限る
夏 季 休 暇	7～10月の期間内に8日の範囲内
介 護 休 暇	配偶者、両親等の親族が負傷、疾病等により、2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合、連続する6か月の範囲内の期間 無給休暇
組 合 休 暇	1年につき20日の範囲内、無給休暇

(4) 育児休業等の取得状況(平成31年4月1日現在)

休業の種類	育児休業	育児短時間勤務	部分休業
取得者数	16人	0人	9人

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数(平成30年度)

区分	免職	休職	降任	降給	合計
勤務成績の不良	—	—	—	—	0人
心身の故障	—	11人	—	—	11人
適格性の欠如	—	—	—	—	0人
廃職過員	—	—	—	—	0人
刑事事件による起訴	—	—	—	—	0人
欠格条項該当	—	—	—	—	0人

※分限処分とは、職員の勤務実績がよくない場合や心身の故障の場合に、免職、降任、休職または降給の処分を行うことです。

(2) 懲戒処分者数(平成30年度)

区分	免職	停職	減給	戒告	合計
法令違反	—	—	—	—	0人
職務上の義務違反又は職務怠慢	—	—	—	—	0人
非行行為	—	—	—	—	0人

※懲戒処分とは、法令等の違反や全体の奉仕者としてふさわしくない非行があった職員に、免職、停職、減給または戒告の処分を行うことです。

5 職員のサービスの状況

(1) 職員の守るべき義務の概要

地方公務員法第30条は、サービスの根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は、職員に対し、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務など、サービス上の強い制約を課しています。

(2) 職務専念義務免除の状況

職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合のほかは、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務執行のために用いなければなりません。(地方公務員法第35条)。ただし、「職務に専念する義務の特例に関する条例」により、研修を受ける場合や厚生事業に参加する場合に、任命権者の承認を得て職務専念義務を免除されることがあります。

職務専念義務免除承認件数(平成 30 年度)	承認した内容等
212 件	人間ドック等

(3) 営利企業等従事許可申請の状況

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする会社等の役員を兼ねたり、報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事したりしてはならないとされています（地方公務員法第 38 条）。任命権者の許可の基準は、「職員の営利企業等の従事制限に関する規則」に定められています。

営利企業等従事許可件数(平成 30 年度)	許可した内容等
20 件	大学の非常勤講師等

6 職員の研修及び人事評価の状況

(1) 職員研修の実施状況

職員研修基本方針に基づき、平成 30 年度の研修を実施しました。

一般研修のうち階層別研修では、各階層における職務遂行能力を高めるため、新規採用職員研修を延べ 36 人が修了しました。専門研修では、行政需要の複雑化、専門化に対応するために専門的な課題や視野を広げるため、管理者マネジメント能力向上研修など、13 コース延べ 380 人が修了しました。

派遣研修では、中期的な人材育成や高度な専門知識を得るため、彩の国さいたま人づくり広域連合をはじめ、各研修機関に延べ 98 人を派遣し、各分野における職員の能力開発、指導者養成等を行いました。

(2) 人事評価の状況（平成 30 年度）

評価の対象職員	全職員
評価の方法	能力行動評価(年1回)、業績評価(年2回)

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度の概要

職員の共済制度は、地方公務員法第 43 条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって具体的に定められています。共済制度を運用し、実施する主体は埼玉県市町村職員共済組合です。

共済組合では、組合員である職員とその家族の病気・ケガ・出産・死亡等に対して必要な給付を行う「短期給付事業」、職員の退職・障害・死亡に対して年金又は一時金の給付を行う「長期給付事業」、健康の保持増進事業や住宅資金の貸付けなどの「福祉事業」の大きく分けて 3 つの事業を行っています。

また、職員相互の融和と共助、厚生等を目的に「飯能市役所互助会」を組織し、人間ドック受検に対する助成事業や、レクリエーション事業等に市からの委託金として、平成 30 年度は、1,582,166 円を支出しています。

(2) 職員の定期健康診断の状況 (平成 30 年度)

区 分	受診者数(人)
人 間 ド ッ ク	168
一 般 健 診	395

(3) 公務災害の発生状況 (平成 30 年度)

区 分		災害件数
公 務 災 害	職務遂行中の負傷	2
	職務に伴う合理的行為又は準備・後始末中の負傷	0
	出張中の負傷	0
	その他の行為中の負傷	0
通 勤 災 害		1

(4) 措置要求及び審査請求の状況 (平成 30 年度)

区 分		前年度 未処理件数	要求及び 申立て件数	処理件数	今年度 未処理件数
措 置 要 求	給 与	0	0	—	—
	勤務時間、休暇	0	0	—	—
	その他の勤務条件	0	0	—	—
審 査 請 求	分限処分	0	0	—	—
	懲戒処分	0	0	—	—
	転 任	0	0	—	—
	そ の 他	0	0	—	—